



吉田労務管理センター

事務所だより

Vol.234

2024年9月17日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

令和6年10月1日~

## 広島県最低賃金が改正されます

1時間当たり 50円上ります。ご注意下さい！

令和6年9月30日まで

時間額 970円

令和6年10月1日より

時間額 1020円

広島県の最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます

### 最低賃金に算入しない賃金※1

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 時間外、休日および深夜の割増賃金
- 臨時に支払われる賃金及び1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金の適用は勤務する営業所・事業所がある都道府県の基準です。

例) 本社が広島で東京に支店がある場合、東京支店で働く従業員の最低賃金は  
東京の最低賃金額が適用されます。

## 51人以上の事業所 短時間労働者も社会保険適用対象となります！

令和6年10月1日から、①～④の全ての要件に該当する短時間労働者も厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

※勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満（週所定労働時間が40時間の場合）

- 週の所定労働時間が20時間以上であること

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

\*契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き継ぐと見込まれる場合は、3ヶ月目から保険加入となります

- 2ヶ月を超える雇用が見込まれること

- 賃金の月額が8.8万円以上であること

基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時の賃金等は含みません。

含まれ  
ない例

- 1ヶ月を超える期間ごとに含まれる賃金（賞与等）
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤及び家族手当）

- 学生でないこと

\*休学中や夜間学生は加入対象です。

# 「資格情報のお知らせ」送付について

- 令和6年12月2日以降、健康保険証の発行は終了します！
- 令和6年9月頃に、現存するすべての加入者の方の資格情報のお知らせを事業所へ送付。被保険者へ配布が必要です。

配付イメージ



送付物イメージ



## ① マイナンバーの下4桁が記載されています

- また、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下4桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。
- なお、協会において、マイナンバーの収録ができていない加入者に対しては、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの提出をお願いします。



## ② 携帯できる資格情報のお知らせです

点線で切り取って保管ください。（材質は紙です。）  
また、スマートフォンでも同内容を確認いただけます。